

収 支 報 告 書

令和5年5月19日

堺市議会議長 様

議員氏名 信貴 良太



(報告者が自署しない場合は、記名押印をしてください)

堺市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項の規定により、令和5年度政務活動費について次のとおり報告します。

収 入

(単位 円)

収 入 の 種 類	決 算 額	算 出 基 礎 等
1 政務活動費	280,000	@280000円 × 1ヶ月 = 280,000 円
2 その他	84,080	自己資金
収 入 合 計	364,080	

支 出

使 途 項 目	決 算 額	左のうち政務活動費充当額	備 考
調 査 研 究 費	0	0	
研 修 費	0	0	
要 請 ・ 陳 情 活 動 費	1,936	1,936	
会 議 費	0	0	
資 料 作 成 費	0	0	
資 料 購 入 費	0	0	
広 報 ・ 広 聴 費	188,280	104,200	
人 件 費	131,880	131,880	
事 務 ・ 事 務 所 費	41,984	41,984	
支 出 合 計	364,080	280,000	

様式第14号（第7条関係）

令和5年度 事業実施報告書

会派の名称・議員氏名 自由民主党・市民クラブ 信貴良太

主な事業・行事名	期 日	内 容 の 説 明
人件費	R 5. 4	主に来客や電話等の対応、また政務に関する資料の作成等の業務を行う事務要員として雇用した。
メール便代	R 5. 3	主に市政情報や議会活動を市民に報告するために、チラシをメール便で送付した。

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 信貴 良太

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
				0			
R5.4.6	4-1		¥28,394	-28,394	コピー機使用料	⑨	
R5.4.10		¥280,000		251,606	政務活動費受け入れ		
R5.4.10	4-2		¥131,880	119,726	人件費 ( ████████ 令和5年3月分)	⑧	
R5.4.12	4-3		¥188,280	-68,554	チラシメール使代	⑦	
R5.4.13	4-4		¥1,112	-69,666	電気代 (令和5年3月1日～令和5年4月2日)	⑩	
R5.4.14	4-5		¥4,224	-73,890	ゴミ処分費 (3月分)	⑩	
R5.4.25	4-6		¥8,254	-82,144	電話・FAX・ネット使用料 (R5.2.1～2.28)	⑩	
R5.4.27	4-7		¥1,936	-84,080	住宅地図利用代 (3月分)	⑩	
月計		280,000	364,080	-84,080			
累計		280,000	364,080	-84,080			

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費○期分受け入れ、○月分事務所賃借料など)
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

## 雇用状況報告書

会派の名称 **自由民主党・市民クラブ** 議員氏名 **信貴 良太**

ふりがな	[REDACTED]		
被雇用者の氏名	[REDACTED]		
生年月日	[REDACTED]		
住所	〒 [REDACTED] 大阪府堺市 [REDACTED]		
雇用期間 (雇用開始日)	令和4年10月1日 ~ 令和5年3月31日		
雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 <input type="checkbox"/> その他(派遣等)		
勤務時間数	35 時間 / 週 (1日7時間 × 5日 / 週)		
賃金額	<input type="checkbox"/> 月額 <input type="checkbox"/> 日額 <input checked="" type="checkbox"/> 時給	1050 円	
業務内容	<input checked="" type="checkbox"/> 政務活動 <input type="checkbox"/> 政党活動 <input type="checkbox"/> 後援会活動 <input type="checkbox"/> ( ) 活動		
按分	80 %	<input checked="" type="checkbox"/> 勤務実態をもとに算定 (週勤務時間数のうち政務活動にかかる時間) <u>35</u> 時間 (週勤務時間数) 35 時間 「※備考欄参照」	
		<input type="checkbox"/> 職務内容をもとに算定 ※下記参照	
議員との関係	<input type="checkbox"/> 生計を一にしない親族 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> その他 ( ) (例外) <input type="checkbox"/> 生計を一にする親族 (続柄:                      雇用理由:                      )		
備考	政務活動以外の活動が一部含む可能性もある為、按分率は80%とする。		

※雇用契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

※職務内容をもとに算定する場合の按分率

職務内容	按分率
政務活動+後援会活動	1 / 2
政務活動+後援会活動+政党活動	1 / 3

(上記以外の活動がある場合は、その活動を含めて分母の数とする。)

## 雇 用 契 約 書

ふりがな	[REDACTED]	生 年 月 日
氏 名	[REDACTED]	[REDACTED]
現 住 所	〒 [REDACTED] 大阪府堺市 [REDACTED]	TEL [REDACTED]
下記の条件で契約します。		
雇用期間	令和4年10月1日 から 令和5年3月31日まで	
就業場所	堺市南区野々井872-1 しぎ良太 事務所	
仕事内容	政務活動にかかる補助及び書類の作成	
就業時間 (休憩時間)	午前 9 時 00 分から 午後 5 時 00 分まで ( 12時から13時の1時間 )	
休 日	土・日・祝日	
給与(賃金)	時給：1050円 交通費：500円	
給与支払	毎月31日締切り、翌月10日支払い	
給与振込先	現金支給	
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。		
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。		
令和4年 10月 1日		
	雇用者 信貴 良太	[REDACTED]
	被雇用者 [REDACTED]	[REDACTED]

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1	水	09:00	17:00	07:00		
2	木	09:00	17:00	07:00		
3	金	09:00	17:00	07:00		
4	土					
5	日					
6	月	09:00	17:00	07:00		
7	火	09:00	17:00	07:00		
8	水	09:00	17:00	07:00		
9	木	09:00	17:00	07:00		
10	金	09:00	17:00	07:00		
11	土					
12	日					
13	月	09:00	17:00	07:00		
14	火	09:00	17:00	07:00		
15	水	09:00	17:00	07:00		
16	木	09:00	17:00	07:00		
17	金	09:00	17:00	07:00		
18	土					
19	日					
20	月	09:00	17:00	07:00		
21	火			00:00		
22	水	09:00	17:00	07:00		
23	木	09:00	17:00	07:00		
24	金	09:00	17:00	07:00		
25	土					
26	日					
27	月	09:00	17:00	07:00		
28	火	09:00	17:00	07:00		
29	水	09:00	17:00	07:00		
30	木	09:00	17:00	07:00		
31	金					
合計				147:00	0:00	
出勤日数				21	日	



## 事務所（使用）状況報告書

会派の名称・議員氏名

信貴 良太

管理責任者 (議員名)	信貴 良太		
事務所名	しぎ 良太事務所		
所在地	〒590-0155 堺市南区野々井872-1  TEL 072 (284) 2000		
兼用の有無	<input type="checkbox"/> 自宅兼事務所		<input checked="" type="checkbox"/> 専用事務所 (賃貸借契約先 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> )
	他用途との兼用 <input type="checkbox"/> 有 ⇒ <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 私的使用	
		<input type="checkbox"/> 後援会事務所	
		<input type="checkbox"/> 政党活動事務所	
		<input type="checkbox"/> 会社等 (関係団体)	
延べ面積	約 33.00 m <sup>2</sup>	賃借料	月額 70,000 円 (政務活動費充当額 56,000 円)
政務活動事務所 として使用する 割合	80%	(次のいずれかの説明方法を選択) <input checked="" type="checkbox"/> 使用面積による 使用面積 33.00 m <sup>2</sup> /延べ面積 (m <sup>2</sup> ) <input type="checkbox"/> 使用時間による 月 時間のうち 時間	
事務所関連経費 按分比率など	維持管理 経費	<input checked="" type="checkbox"/> 電気代・・・80% <input checked="" type="checkbox"/> 水道代・・・80% <input checked="" type="checkbox"/> ガス代・・・80% <input checked="" type="checkbox"/> 固定電話代・・・80% <input checked="" type="checkbox"/> その他 (インターネット・コピーリース・事務用品など)・・・80%	
	駐車場 賃借料	%	月額 円 (政務活動費充当額 円)  【所在地】
所有区分	<input type="checkbox"/> 生計を一にしない親族 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> その他 ( ) ※議員と貸主の関係は、生計を一にしていないことを条件とする。		
備考	駐車場賃借料は家賃に含む その他の活動が全くなしとも言いきれないため按分率は80%にする。		

※事務所・駐車場を賃借する場合は、賃貸借契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

## 建物賃借契約書（事業用）

賃貸人 [REDACTED] を甲とし、賃借人 信貴 良太 を乙として、甲の所有する建物について次のとおり建物賃借契約（以下「本契約」という。）を締結する。

### I. 標記

#### (1) 賃借借の目的物

所在地	大阪府堺市南区野々井872-1		
住居表示	同上		
家屋番号	872-1	建物種類	
建物名称		住戸番号	
構造	軽鋼鉄骨造 スレート葺 平屋建連棟ガレージの一部 （共同建 一戸建 長屋建 その他 ）		
床面積	約33.00㎡（約10坪）		
施工仕様	内外装仕様現状渡し。但し、給排水下水及びトイレ改修は甲の負担。		
付属設備	給排水設備・空調設備・蛍光灯照明・換気扇・トイレ		
付属施設	隣接地に普通乗用車4台・軽自動車1台の駐車場。		
付記事項			

\*記入例→施工仕様・・・内外装仕様現状渡し、店舗仕様貸主負担施工、内装仕上げ借主負担、冷暖房設備・厨房設備借主負担施工等  
 付属設備・・・給排水設備、冷暖房設備、エアコン、厨房設備、トイレ、照明器具、営業什器一式、クレーン、〇〇〇機械設備一式等  
 付属施設・・・駐車場、車庫、自転車置場、物置、専用庭、庭園等

建物賃借契約書（事業用）

(1)



(2) 賃貸借契約期間

始期	平成27年 6月 1日より	1年	月間とする
終期	平成28年 5月 31日まで		

(3) 賃料、共益費

賃料	金額	支払い方法	振込による場合
賃料	70,000円	賃料、共益費を共に現金持参または振込による方法により、毎月末日までに翌月分を先払いする。	金融機関名 預金 普通・当座 口座番号 宛先名義人 列挙ナ
共益費	円		

(4) 保証金

保証金	円	解約時控除金	円
-----	---	--------	---

(5) 賃貸人及び管理人

賃貸人 (社名・代表者)	住所 〒	氏名	TEL
管理人 (社名・代表者)	住所 〒	氏名	TEL

(6) 入居者

氏名	高号・名称・営業種目・職業	本人との関係、法人の場合地位(代表者、所長、管理責任者、社員等)
信貴 良太	堺市市議会議員	本人
事務員		1名
家族又は従業員、社員など		
本件建物内入居者		
その他従業員		
〇〇名等記入		
合計		
( 2 ) 人		

(7) 連帯保証人

連帯保証人	住所	大阪府堺市
	氏名	年齢
	職業	借主との関係

II. 契約条項

(目的および用途)

第1条 甲はその所有する標記物件（以下「本物件」という。）を、次項に規定する用途に供することを目的として乙に賃貸し、乙はこれを賃借することを約する。

2 乙は、本物件を 事務所 として賃借使用するものとし、それ以外の目的に使用してはならない。

(賃貸借期間)

第2条 賃貸借期間は、標記のとおりとする。

2 特別な事象が生じなく、解約の意思がない場合は、更新の手続きをさしなくとも自動的に本契約を更新することができる。

(賃料等)

第3条 賃料および共益費は、標記のとおりとする。

2 乙の支払う共益費は、本物件の共用部分および共用施設の維持管理に必要な費用に充当される。

3 乙は、翌月分の賃料および共益費をそれぞれの消費税を加算し、毎月末日までに甲方に持参して支払うか、または甲の指定する標記の金融機関口座へ振込により支払うものとする。

ただし、振込にかかる費用は乙の負担とする。

4 1ヶ月に満たない賃料等は、1ヶ月を30日として日割り計算する。

5 甲および乙は、土地または建物に対する租税その他の公課の負担の増減により、土地または建物の価格の上昇もしくは低下その他の経済変動により、または近傍類似の建物の賃料等に比較して賃料が不相当となったとき、あるいは維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、相手方に対し、賃料等の増減を請求することができるものとする。

(保証金)

第4条 乙は、保証金として標記金額を甲に預託する。

2 本契約が終了し、乙が本物件を完全に明け渡し返還した場合には、甲は速やかに前項により受託した保証金から標記の解約時控除金を控除した金額を無利息で乙へ返還するものとする。

ただし、乙に賃料等の滞納、損害の賠償その他の本契約から生じたもので既に履行期の到来した債務等がある場合は、甲は、標記解約時控除金とは別途に、随時に対等額で標記保証金をこれらの債務に充当することができる。この場合には、甲はその内訳を乙に明示しなければならない。

3 乙は、本契約期間内において、賃料その他の債務と保証金をとを相殺することはできない。

4 乙は、この保証金にかかる返還請求権を第三者に譲渡し、または保証金を他の債務の担保に供してはならない。

(本物件内の造作等)

第5条 乙は、本物件内について第1条第2項の使用目的のため内装および設備工事等施工するときは、仕様・工程等につき事前に甲の書面による承諾を得た後に、自らの責任と費用負担のもとに実施することができる。

ただし、この場合施工業者については、甲および乙の双方が協議のうえ決定する。

2 乙は、前項の工事を実施するときは周辺の第三者に損害・迷惑等を及ぼすことのないよう注意して施工するものとし、当該工事によって、本物件を毀損または滅失せしめたときは直ちに甲に通知すると共にその損害を賠償せねばならず、また、第三者から異議苦情等の申出があったときは乙の責任と負担において速やかにこれを解決しなければならぬ。

(設備・造作等の変更)

第6条 乙が本物件の内外装設備・仕様または前条により乙が施工した造作を下記の各号に定めることその他、改造、除去、変更するなど現状を変更しようとするときは、あらかじめ甲に仕様書、設計図、請負業者届を提出し、書面による承諾を得たのちに着手しなければならぬ。

- (1) 本物件内の造作、間仕切、建具等の新增設または模様替え
- (2) 電灯の新增設、移設、電話の引込架線、およびその他の設備の新增設、移転、変更等
- (3) 本物件の外壁(出入口扉、窓ガラス、シャッター等を含む)での商号、商標、その他の表示

2 前項の工事に要する費用は、乙の負担とする。

(修理等)

第7条 本物件の屋根、柱、壁、梁、床等主要構造部の維持保全に必要な修理は甲の負担とする。

- 2 本物件内の畳、建具類、壁面・天井のクロス、フロアシート、ガラス、照明器具、その他付属品等の損耗による修理は乙の負担とする。
- 3 厨房設備、トイレ、冷暖房器、給湯器、給気扇、換気扇、給排水設備、付属機械設備

(4)

等付属設備が、故意・過失により修理、取換えの必要な場合は、乙の負担とする。

4 乙は、本物件につき修繕を必要とする箇所を発見したときには、速やかに甲に通知しなければならぬ。

5 乙は、本物件および諸造作設備の修理を自らの負担において実施する場合であっても、その修理方法についてはあらかじめ甲の書面による承諾を得なければならぬ。

(免責)

第8条 地震、火災、風水害等の災害、盗難その他不可抗力と認められる事故、または甲・乙の責によらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲または乙の損害について、甲または乙は互いにその責を負わないものとする。

(遵守事項)

第9条 乙は、善良なる管理者の注意をもって本物件および本物件建物内の諸設備を使用しなければならず、また、乙の営業活動にかかり、近隣居住者等に迷惑となるような一切の行為をしてはならない。

(乙の届出義務)

第10条 乙または連帯保証人は、次の各号の一に該当するときは、直ちに書面により甲に届け出なければならない。

- (1) 乙の住所、商号、営業種目、組織、代表者に変更が生じたとき
- (2) 乙または連帯保証人が、成年被後見人、被保佐人、被補助人の宣告を受けたとき、または連帯保証人が破産したとき
- (3) 標記に記載した入居者に変更のあるとき
- (4) 乙または連帯保証人が死亡したとき
- (5) 1カ月以上不にわたり不在する場合における不在期間および連絡先
- (6) 本物件を毀損または滅失したとき
- (7) 出入口の鍵を紛失したとき若しくは取り替えるとき

(許可が必要な事項)

第11条 乙は、次の各号の一に該当する行為をしようとするときは、あらかじめ甲の書面による承諾を得なければならぬ。

- (1) 大型金庫、大型警庫・ロッカー、機械設備等重量物の搬入据付け等をするとき
- (2) 第5条(本物件内の造作等)または第6条(設備・造作等の変更)に該当する行為をしようとするとき

(5)

(禁止事項)

第12条 乙は、次の各号の一に該当する行為を行ってはならない。

- (1) 本物件の全部または一部について賃借権を譲渡すること
- (2) 本物件の全部または一部を第三者に転貸すること
- (3) 本物件において危険な行為、近隣に迷惑となる行為を行うこと
- (4) 本物件において犬、猫等動物の飼育をすること

(第三者同居の禁止)

第13条 乙は、甲の書面による事前の承諾を得ないで、本物件に標記記載の者以外の第三者を同居させまたは使用させ或いは第三者の名義を表示してはならない。  
(立入点検)

第14条 甲または甲指定の管理人その他甲の指定する者は、本物件建物の保安、衛生、防犯、防火、救護その他本物件建物の管理上必要があると認めるときはいつでも、乙に通知して本物件に立ち入り、これを点検し適宜の措置を講じることができ、

2 前項の規定にかかわらず、非常の場合においては、乙に対する通知なくして前項の行為を行うことができるが、この場合甲は事後速やかに乙に報告するものとする。

3 本契約終了後において本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が下見をするときは、甲及び下見をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。

4 前三項の場合、乙は甲の措置に協力しなければならない。

(契約の解除)

第15条 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催促したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは、本契約を解除することができる。

- (1) 第3条の賃料等の支払義務
- (2) 乙の故意又は過失により必要になった修繕に要する費用の負担義務

2 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。

(1) 第1条の使用目的に違反したとき

(6)

- (2) 第11条 (許可が必要な事項) のいずれか一に違反したとき
- (3) 第12条 (禁止事項) のいずれか一に違反したとき
- (4) 第13条 (第三者同居の禁止) の規定に違反したとき
- (5) 反社会的集団 (暴力団、過激な集団等) の関係者であることが判明し、またはこれらの団体に加盟したとき
- (6) その他本契約に関し重大な義務違反があったとき

(契約の終了)

第16条 次の各号の一に該当することがあったときは、本契約は終了するものとし、その結果生じた損害について、甲乙相互に損害賠償の請求をしない。

- (1) 天災地変、火災その他甲および乙のいずれの責に帰すことのできない事由により本物件の全部または一部が滅失もしくは毀損して本物件の使用が不可能になったとき。
- (2) 法令または条例の施行もしくは公権力の行使、関係官庁の指導等による本物件の取用、取り払い、使用禁止等の事由が発生したとき。

(期間内解約)

第17条 乙が、本契約を解除しようとするときは、解約日の\_\_1\_\_ヵ月前までに甲に書面で予告しなければならない。

ただし、乙は、予告に代えて賃料および共益費の\_\_1\_\_ヵ月分相当額を支払い即時解約することができる。

(明渡し)

第18条 乙は、本契約終了と同時に、本物件を甲に明け渡さなければならない。この場合において、乙は本物件に付加した設備等を自己の費用をもって除去し、通常の使用に伴い生じた本物件の損耗を除き、本物件を原状に回復しなければならない。

2 乙は、明渡しに際し、乙の費用で本件建物に付加した一切の造作について、甲にその買取りを請求することはできない。

3 乙は、明渡しに際し、移転料、立退き料等名目の如何を問わず甲に対し、一切の金銭請求をすることはできない。

4 乙は、明渡しが遅滞したときには、甲に対し、遅滞日数分の賃料および共益費の倍額相当額を損害金として支払わなければならない。

(連帯保証人)

第19条 標記連帯保証人は、本契約に基づく乙の一切の債務につき乙と連帯して履行の責を負う。

2 乙は、連帯保証人につき無資力、死亡等資格要件を欠くに至ったときには、甲の認める他の連帯保証人を付すものとする。

(雑 則)

第20条 本物件における電気、ガス、上下水道、電話等の使用については、乙が直接当該事業者と契約を締結するものとする。

(消 費 税)

第21条 乙は、第3条に定める賃料および共益費、第4条第2項の解約時控除金および第18条第4項の損害金について、消費税としてそれらの5%相当額を負担するものとする。

なお、解約時控除金に関する消費税は、乙は、本契約締結時に標記の保証金と共に、甲に支払うものとする。

(協 議 事 項)

第22条 本契約に定めがない事項、または本契約条項に解釈上の疑義が生じた事項については、甲および乙が、民法その他関係法規および不動産取引の慣行に従い誠意をもって協議し、解決するものとする。

(特 約 条 項)

第23条 下記条項のとおりとする。

以上

本契約を証するため本書二通を作成し、甲、乙署名捺印の上、各々その一通を保有する。

平成 27 年 5 月 1 日

甲 (賃貸人) 住所 大阪府堺市

氏名 (TEL)

乙 (賃借人) 住所 大阪府堺市

氏名 傳 貴 良 太 (TEL)

連帯保証人 住所 大阪府堺市

氏名 (TEL)

この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている番面を兼ねています。

媒介業者

免許番号 大阪府 知事 (7) 第33133号  
事務所所在地 大阪府堺市西区上529番地  
商号(名称) 株式会社 宅イコーホーム大阪  
代表者氏名 代表取締役 田中 京子  
宅地建物取引主任者 登録番号 (大阪) 第

媒介業者

氏名

領収書等貼付用紙

会派の名称 自由民主党・市民クラブ 議員氏名 信貴 良太

使 途 項 目	事務・事務所費
整 理 番 号	4-1
領収書等貼付欄 (複数枚の貼付は、不可)	
<p><b>別紙参照</b></p>	
按 分 率 (按分による支出の場合に使用)	
80%	28,394 円 (按分率の根拠) 事務所(使用)状況報告書に基づく
(その他)	
宛 名 : 信貴 良太	
但 　 : コピー機使用料	



しぎ良太事務所

様

請求書

発行日：2023年03月02日  
請求書番号：830301-0088479

今回請求額 35,493円

富士ファイルムビジネスイノベーションジャパン  
[印]

※本行にお引当を賜りありがとうございます。上記のとおりご請求申し上げます。  
ご請求内容のお問合わせ、ご請求の住所、部署名、届付け日の変更の際は、下記にご連絡をお願いいたします。

お問合せ番号： [印] 電話：0120-069-840

お支払約束手	2023年04月06日
お支払方法	口座振替(SMBCファイナンス)
金融機関名	三井住友銀行
本・支店名	豊北支店
預金種目/口座番号	普通預金 / *****
指定口座名	上記とお支払約束手に口座より引落しさせていただきます。

1	料 金 項 目 / 品 名	期 間 / 送 品 N O	枚 数 / 数 量	単 価	小 計 (円)	合 計 (円)
2	トータルサービス料金	2023/02/01-2023/02/28	3439	2.50	8597	32267
3	黒モリカラー	1792以上	1578	15.00	23670	
4	ご使用合計	1792以上	5017			
5						
6	【代金/料金合計】					32267
7	【消費税および地方消費税(10%)】					3226
8	【今回ご請求額】					35493
9						
10	※ご利用機種/機械番号/DocuCentre-IV C2263 N PFS-4T-S71863					
11	今回 (前回) (テスト) (ミス)	2023/02/01-2023/02/28				
12	1 (115203) ( ) ( ) ( )	設置先：しぎ良太事務所				
13	2 (111729) ( ) ( ) ( )					
14	3 (13093) (11499) ( ) ( ) ( )					
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						

16400 07108  
A-076380 [印] 28-0307 0C9  
0000 [印] 510 1NK 0000 12413010

3 1 備考：

MF003



領収書等貼付用紙

会派の名称 自由民主党・市民クラブ 議員氏名 信貴 良太

使 途 項 目	人件費
整 理 番 号	4-2
領収書等貼付欄 (複数枚の貼付は、不可)	

領 収 証 信貴 良太 様 No. \_\_\_\_\_

★ ¥ 164,850 -  
 但 令和5年3月分の人件費として  
 令和5年4月10日 上記正に領収いたしました

内 訳	税率	金額(税抜税込)
	%	消費税額等
	税率	金額(税抜税込)
	%	消費税額等

堺市 

取 入  
印 紙

コクヨ ウケ-1097

按 分 率 (按分による支出の場合に使用)
80% 131,880 円 (按分率の根拠) 雇用状況報告書に基づく
(その他) 宛 名 : 信貴 良太 但 : 事務職員の人件費 (令和 5 年 3 月分)

領収書等貼付用紙

会派の名称 自由民主党・市民クラブ 議員氏名 信貴 良太

使 途 項 目	広報広聴費
整 理 番 号	4-3
領収書等貼付欄（複数枚の貼付は、不可）	
<p><b>別紙参照</b></p>	
按 分 率（按分による支出の場合に使用）	
<p>80% 188,280円 （按分率の根拠） 配布物に一部政務活動以外の内容を含むため</p>	
<p>（その他） 宛 名：信貴 良太 但 　：チラシメール便代</p>	

領 収 証

信貴良太事務所様

No. \_\_\_\_\_

金額

235350

但 フラッシュX-W 便代 / 封書X-W

令和5年4月12日 上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額	
消費税額(%)	
税抜金額	
消費税額(%)	



和泉市箕形町3-10-23  
堺メールセンター  
TEL 090-8205-3098

登録番号

GN1421

納 品 書

5年 3月 19日

No. \_\_\_\_\_

信貴良太事務所様

和泉市箕形町3-10-23  
堺メールセンター  
TEL 090-8205-3098

下記のとおり納品いたしました

品 名	数 量	単 価	金額(税抜・税込)	税率(%)	摘 要
1 封書X-W	5,230	45	235350.-		
2					
3	. 5年3月19日迄配達				
4	完了致しました。				
5					
6					
7					
合計(税抜・税込)	税率	%			消費税額等
	税率	%			消費税額等
			消費税額等	税込合計金額	

コクヨ ウ-321

御見積書 (見積第 号) 5年3月2日 No. \_\_\_\_\_

信貴良太事務所様

貴年 月 日付第 号御照会の件

下記のとおり御見積申し上げます

受渡期日 5年3月11日 和泉市箕形町3-10-22

受渡場所 信貴良太事務所 堺メールセンター

取引方法 TEL 090-8205-3098

有効期限 登録番号

税込合計金額 235,350.- 消費税額等

摘要	数量	単価	金額(税抜・税込)	税率(%)
1 封書X-V	5230	45	235350	
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
合計(税抜・税込)	税率	消費税額等		
	%	消費税額等		

備考

請求書 令和5年4月12日

No. \_\_\_\_\_

信貴良太事務所様

和泉市箕形町3-10  
堺メールセンター  
TEL 090-8205-3098

下記のとおり御請求申し上げます

税込合計金額		税率	消費税額等		
¥235,350.-		%			
月日	品名	数量	単価	金額(税抜・税込)	摘要
	3月11日X-✓	5230	45	235350	
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
合計					

コクヨ ウ-312



# 自民党

おかげさまで2期8年!

## 堺市議会議員

### 堺生まれ堺育ち!! 36歳

# しぎ良太 りょうた

## 市政報告春号

略歴  
民間の上場企業（自動車関連）に勤務  
元衆議院議員 秘書  
自民党政治大学校ななわ塾 修了  
(27歳) 堺市議会議員補欠選挙に立候補  
(28歳) 堺市議会議員選挙で初当選  
(32歳) 堺市議会議員選挙で2回目の当選

## しぎ良太 市政報告会 in 石破 茂 元防衛大臣

令和5年2月25日(土) 梅文化会館メインホールにて開催

石破茂衆議院議員は、我が国の深刻な人口減少問題について、早くから警鐘を鳴らしてきた。この日も最新の将来推計人口を踏まえた国における今後の課題や、それを堺市に落とし込んだ対策について発言がありました。私からは、同じく南区の人口減の状況やその対策を示し、また本市の財政状況は「危機」ではなく、行政の無謬性を我々政治家が克服し、不断の行財政改革をし続けなければならないことを報告しました。(裏面の議会報告で詳細に書いています。)

多数の皆様にご参加いただきました。誠にありがとうございました。



### 堺市議会での主な活動

所属党派：自民党・市民クラブ

以下の6つの常任委員会、全てを経験。現在は健康福祉委員会所属

- 総務財政委員会→主に堺市の財政・ニュータウンのまちづくりについて
- 市民人権委員会→主に災害対策・消防・区役所・人権・自治会活動について
- 産業振興委員会→主に観光・文化・環境・中小企業支援・農業振興について
- 建設委員会→主に建設事業・上下水道・団地再生・公園・緑道の整備について
- 文教委員会→主に市立「小」「中」「高」学校の教育・通学路について
- 健康福祉委員会→主に高齢者の健康増進・未就学児童の保育教育・福祉について

その他の所属審議会

- 議会運営委員会
- 危機管理体制検証調査特別委員会
- 堺市環境審議会
- 堺市内バス運行連絡会
- 堺市地域包括ケアシステム審議会
- 堺市健康施策推進協議会

### 主な活動または所属

その他の所属団体

- 大阪府ブルーリボンの会
- 看護を考える地方議員の会
- 関西若手議員の会
- 北朝鮮拉致問題の解決を促進する大阪地方議員連絡会
- 堺市中区倫理法人会
- 堺市保護司会
- 堺高石青年会議所
- 自由民主党大阪子ども関係議員連盟
- 政令指定都市 木材利用促進議員連盟
- 日本会議大阪
- 南大阪振興議員連盟 (五十音順)

### 自民党での主な活動

若手議員の登竜門である青年局（大阪府連）に所属し学生部長・青年部長を歴任。現在は青年局 総務会長代理  
大阪府連 広報副委員長堺市南区支部 幹事長  
政令指定都市議会議員連盟・アーバンユースネット 所属

# 令和5年度予算審議 自民党を代表し質疑に立ちました。

## 論点1 危機ではなかった!? 堺市財政危機宣言

市長は令和3年2月に「堺市財政危機宣言」を発出。  
令和5年1月に「堺市財政危機宣言」を解除。

### ○数字はウソをつかない。

私は危機宣言発出した当初から、財政の健全性を示す客観的な指標(健全化判断比率)に基づき危機ではないことを指摘してきました。今すべきことは、現状の政策でランニングコストを多くを占めている状況(硬直化)を解消しなければならないのです。

### ○危機宣言も誤りですが、「解除」もまた誤り。

コロナ禍等で、市税や国からの歳入は大きく増加。これにより市の基金(貯金のようなもの)が想定より増えたことで危機を解除したとのこと。予測できなかったとはいえ、思いもよらぬ歳入が解除の主な理由ならば、結局は危機ではなかったということです。危機解除ではなく「危機宣言の取り消し」が正しい表現でしょう

### ○それは市長の希望であって確定した事実ではない。

解除のもうひとつの主な理由は「今後、事業の廃止・見直しを行った前提」です。中には将来に問題を先送りするだけの必要なインフラ整備等の費用削減も含まれ、これは議会が認めません。事実、おでかけ応援バスのサービス縮小を議会の反対で食い止めることが出来ました。

### ○結局のところ危機宣言の発出も解除も根拠が乏しい。

市長の誤った感覚が招いた誰も得をしない宣言でした。選挙間際のこの時期に解除したことで「選挙のために行った自作自演のマッチポンプ」と指摘せざるを得ません。

## 論点2 ようやく実現!!二人目(0~2歳)の保育無償化

### ○でも本当は2年前から実現できたはず

現市長就任以前から予定されていた無償化ですが、実現間近になって延期され、当時「無償化」が実現できなかった。今ようやく実現できたことに安堵する一方、この2年間の空白による影響は、無視できない深刻な状況です。

### ○人口減少は全国的な課題だが南区の減は突出して厳しい

南区の人口減は各区の中でも最も深刻です。(過去4年で7,500人以上減)中でも、社会減(引っ越しなどによる減)が政策で食い止められるが、前述のとおり第二子保育無償化の延期や、泉北高速鉄道の通学費補助制度の廃止など、人口社会減対策として行われる予算カットが強引に行われてきました。

### ○この厳しい時代を乗り切ろう

南区独自の人口対策予算を拡充させ、ネガティブを克服するソフト対策や、住宅供給を促すハード対策の両面で政策を展開し、社会増に転じるよう求めています。自然減(死亡・出生の計)については、雇用を安定させ、若い世代の結婚・出産・子育ての希望を叶える政策を立案しています。



## 進めよう行財政改革!

### 行政の無謬性神話からの脱却とアジャイル型の政策形成に向けて

#### ○無謬性とは

行政は、預かった税金で政策を行うため重い責任があります。このため「間違いを犯してはならない」あるいは「現行の制度や政策は間違っていない」と考えるいわゆる「無謬性神話」が指摘されてきました。

#### ○行政が無謬性にとらわれていると

「前例のない新たな政策にチャレンジできない」「社会課題が変化しても、政策の改善・見直しができない」「失敗を指摘される可能性があるため、政策の効果を適宜正確に把握するためのデータ取得はしたくない」といった消極的な姿勢に陥り、問題を先送りすることにつながり、結果として現在や将来の市民に不利益をもたらす事になりかねません。

#### ○だから脱却しよう無謬性。環境整備は議員の仕事です

今求められるのは、新たな課題に即座に対応する「アジャイル(機敏)型の政策形成」と、これに伴う失敗は成功の基と捉え「挑戦しやすい環境をつくる」ことです。これは行政組織から一歩離れたところで活動する議員にしかできない重要な改革と捉え、私は積極的に進めています。

### 超高齢化社会。健康に長生きできる政策を!

南区の高齢化率は、最も高い地域で43.1%(R5年1月現在)将来推計人口に基づき、2040年頃までは上昇を続けます。重要な事は、いつまでも健康に長生きしていただくこと。そのための政策が必要です。

私は、介護予防を目的にした本市の事業がいくつかあるなか、これら事業の効果を科学的に分析することで、要介護の遅延に効果の高い事業にブラッシュアップするよう求めています。

### 通学路の安全確保に向けた総点検、南区では34ヵ所がリストアップ

- 横断歩道・グリーンベルトの塗り直し
- 注意喚起の看板・溝蓋・安全柵の設置など
- その他、随時対応していますので、地域の危険ヵ所をお知らせください。

## こだわってきた泉北3駅の再開発が実現!

ベッタウンとして鉄道と共に繁栄した泉北NTにおいて、駅前魅力を十分に活かされていないことは大変もったいない。その思いから駅前の再開発を進めてきました。

#### ○泉ヶ丘駅前

- ・近畿大学病院・医学部の誘致
- ・泉ヶ丘商店街の再編整備
- ・北側UR住宅の立て替え
- ・これに伴う余剰地の利活用など

#### ○光明池駅前

- ・商業施設・駐輪場・デッキなどの更新を見据え、駅前道路、広場などの再編や利活用による賑わいの創出に向けて、現在調整中。

#### ○樞・美木多駅前

- ・ショッピング施設の立て替え
- ・民間マンションの建設
- ・ロータリーの再編(工事中)など

**着実に進行中!**



G7貿易大臣会議の誘致を林芳正外務大臣に要望! 実現しました。堺の魅力を全世界に発信する好機です。ご理解ご協力をお願いします。

G7大阪・堺貿易大臣会合の開催PRチラシ→



地域のご要望、皆様身の近き問題については、しき良太にお申し付けください

堺市議会議員  
しき良太 市政相談所  
南区野々井872-1 TEL/072-284-2000



様式第11号(第6条関係)

領収書等貼付用紙

会派の名称 自由民主党・市民クラブ 議員氏名 信貴 良太

使 途 項 目	事務・事務所費
整 理 番 号	4-4
領収書等貼付欄(複数枚の貼付は、不可)	
別紙参照	
按 分 率 (按分による支出の場合に使用)	
80%	1,112 円 (按分率の根拠) 事務所(使用)状況報告書に基づく
(その他)	
宛名: 信貴 良太	
但: 電気代 (令和 5 年 3 月 1 日 ~ 令和 5 年 4 月 2 日)	



シブ リョウタさま

 2023年4月14日 11:36  
 株式会社 三井住友銀行

照会口座	泉北とが 支店 残高別普通
入金合計	0円
出金合計	1,390円

## 入出金明細

対象期間：2023年4月13日～2023年4月13日

日付	お取扱内容	お引き出し	お預け入れ	残高
2023年4月				
4月13日	キャッシュリョク	1,390円-		円

印刷されたタイミングでの残高・明細となります。

**三井住友銀行**

電気料金請求書

いつもご利用いただきありがとうございます。

お客様名  
借主 良本 様  
お住みの番地

年月分	ご請求金額	前債残高当額(円)
5 4	1,390	126

ご使用期間 3月 1日から 4月 2日まで

金額(円)	金額(円)
31	71

燃料費調整額	244
燃料費調整額	-33790
再エネ促進賦課金	244

金納期日	お支払期限日
支店名	5月 8日
口座番号	初回振替日
	4月 13日
	再振替予定日
	4月 24日

ご使用の電気料金は、初回振替日にご契約口座から引落しさせていただきます。なお、初回振替日に預金不足により引落しできなかった場合は、再振替予定日に引落とさせていただきます。

大阪市北区中之島3丁目6番16号  
関西電力株式会社  
執行役員 森 望

電気料金領収済のお知らせ

お客様名 借主 良本 様  
お住みの番地

下記電気料金をご契約の口座から振替されました。

領収金額	14185
口座番号	1289

年月分	金額(円)	金額(円)
31 5 3	573	14185
		3 13
		-2727.42
		1,976

関西電力株式会社  
〒545-8601 大塚1-1-1 当行  
〒545-8601 大塚1-1-1 当行

金融機関名	
支店名	
口座番号	

本領収書は、ご契約の口座から引落しされた電気料金を証明するものです。領収書の発行は、ご契約の口座から引落しされた電気料金を証明するものです。領収書の発行は、ご契約の口座から引落しされた電気料金を証明するものです。

印刷担当  
〒545-8601 大塚1-1-1 当行

ご利用場所  
堺市南区野々井872-1



領収書等貼付用紙

会派の名称 自由民主党・市民クラブ 議員氏名 信貴 良太

使 途 項 目	事務・事務所費
整 理 番 号	4-5
領収書等貼付欄 (複数枚の貼付は、不可)	
<p><b>別紙参照</b></p>	
按 分 率 (按分による支出の場合に使用)	
80%	4,224円 (按分率の根拠) 事務所(使用)状況報告書に基づく
(その他)	
宛 名 : 信貴 良太	
但 : ゴミ処分費(令和 5 年 3 月分)	

ｼﾞﾝ ﾘｻﾞ さまの振込内容は以下のとおりです。

受付番号：P振0414314612

2023年4月14日 11:38

## 振込内容

振込先	紀陽銀行(0163) 堺支店 (851) 普通	■■■■■
受取人名	サカモトケンセツカブ ｼﾞｷﾞ ｲﾝｼﾞ	
出金口座	泉北とが 支店(187) 残高別普通	■■■■■
振込依頼人	ｼﾞﾝ ﾘｻﾞ	
電話番号		■■■■■
合計引落金額		5,445円
振込金額		5,280円
手数料		165円
振込依頼日 (資金引落日)		2023年4月14日(金)
振込指定日		2023年4月14日(金)

令和5年3月31日

# 御 請 求 書

阪本建設株式会社

代表取締役 阪本 秀美

事務所 堺市南区小代187番地4

TEL 072-349-4176

FAX 072-349-4178

信貴良太事務所 御中

下記のとおり御請求申し上げますので、何卒宜しく  
お願い申し上げます。

御請求名称 一般廃棄物 収集運搬処理

振込先 紀陽銀行 堺支店

普通預金 No. [REDACTED]

振込手数料は、貴社ご負担でお願い申し上げます。

御請求金額 ¥5,280-

No.	内 容	仕様	数量	単位	単価	金額
	一般廃棄物回収処理	令和5年 3月1日~3月31日迄	1	式	4,800	4,800
	消費税		10	%		480
	計					5,280
	合 計					5,280

備考

- 1) 1ヶ月単価で計算させていただきます。
- 2) 消費税法改正通りにさせていただきます。

- ※ 産業廃棄物は、別途見積させていただきます。
- ※ リサイクルの回収は、含まれておりません。
- ※ ごみを大量に出される際は、ご連絡をお願いします。

領収書等貼付用紙

会派の名称 自由民主党・市民クラブ 議員氏名 信貴 良太

使 途 項 目	事務・事務所費
整 理 番 号	4-6
領収書等貼付欄（複数枚の貼付は、不可）	
<p>別紙参照</p>	
按 分 率（按分による支出の場合に使用）	
80%	8,254 円（按分率の根拠） 事務所（使用）状況報告書に基づく
（その他）	
宛名：信貴 良太	
但：電話・FAX・ネット使用料（令和 5 年 2 月 / 日～令和 5 年 2 月 28 日）	

お客様さま

 2023年4月27日 14:15  
 株式会社 三井住友銀行

照会口座	京北とが 支店 残高別普通
入金合計	0円
出金合計	10,318円

## 入出金明細

対象期間：2023年4月25日～2023年4月25日

日付	お取扱内容	お引き出し	お預け入れ	残高
2023年4月				
4月25日	電話料	10,318円-		円

印刷されたタイミングでの残高・明細となります。

**三井住友銀行**



### 口座振替のご案内 (西日本ご利用分)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	振替日 (TRANSFER DAY)
072-284-2000	2023年 4月ご請求分	2023年 4月25日(火)
振替金額 (TRANSFER AMOUNT OF MONEY)	10,318円	

※振替日に振替が出来なかった場合は延滞利息を加算させていただきますが、振替は必ず行われます。  
 ※口座振替をご利用のお客様で、振替日に振替ができなかった場合は、振替、振替日から起算して15日後に再度振替させていただきます。

NTTファイナンス株式会社 電話料金単料金領収証  
(西日本ご利用分)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) 072-284-2000

ご請求先氏名(CUSTOMER NAME)  
 富貴 良太 様

下記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。  
 The following amount was transferred from your account. (2023年 4月12日発行)

2023年 3月ご請求分	(2023年 3月27日振替)
領収金額 (AMOUNT RECEIVED)	8,312円
金融機関名 BANK/POST OFFICE	*****
口座番号 ACCOUNT	■■■■■■■■■■

印紙税申告納  
 付につき芝  
 税務署承認済

NTTファイナンス株式会社  
 〒108-0075  
 東京都港区港南1-2-70

【NTTファイナンスからのお知らせ】

*** NTTグループ各社ご請求金額 ***	
NTT西日本分ご請求額	8,393円
NTTファイナンス分ご請求額	1,925円
(合計)	10,318円

詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

お知  
ら  
せ

\*\*\* 振替口座のお知らせ \*\*\*  
 振替口座情報  
 口座番号 : ■■■■■■

\*\*\* NTTファイナンスからのお知らせ \*\*\*  
 奇数月のご請求額が5,000円未満の場合は翌月に2ヶ月まとめてご請求しております。

\*\*\* NTT西日本からのお知らせ\*\*\* フレッツ光の割引サービス (光もともと割、Web光もともと割、どーんと割、どーんと学割、光はじめ割) は割引契約期間満了時に契約が自動延伸されます。延伸をご希望されない場合はNTT西日本へご連絡が必要です。割引適用期間中に本割引を解約された場合、解約金が発生する場合があります。割引適用期間の満了月とその翌月の解約には解約金は発生いたしません。詳しくはNTT西日本フレッツ公式サイト <http://flets-w.com/wari/> でご確認ください。\*NTT西日本請求額のうち、料金回収代行分はNTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

M300B1391002 23775 23775 00 J

内訳項目 金額(円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	(本内訳は、各サービス提供事業者が 発行したものです。)	税区分 TAX
◆072-284-2000				
◇NTT西日本ご利用分				
8,371	5,400	フレッツ 光ネクスト F 単利用料	2月 1日～ 2月28日	合 算
	-1,790	もつともつと割 1、2年目ドーンと割	2023年04月～2023年06月以 外の解約は解約金がかかります	合 算
	1,020	ひかり電話A (エース) 定額料1	2月 1日～ 2月28日	合 算
	480	ひかり電話A (エース) 定額料2	2月 1日～ 2月28日 ひかり電 話A使用料は本料金と定額料1の合計で す。	合 算
	200	複数チャンネル使用料	2月 1日～ 2月28日	合 算
	100	追加番号使用料	2月 1日～ 2月28日	合 算
	40	ひかり電話 (通話料)	2月 1日～ 2月28日 翌月への 繰越額は480円です。	合 算
	-40	ひかり電話A (エース) 定額料分通話	2月 1日～ 2月28日 ひかり電 話A定額料に含まれ、通話料から減算し ます。	合 算
	2,096	ひかり電話 (携帯電話等への通話料)	2月 1日～ 2月28日	合 算
	4	ユニバーサルサービス料他	2月 1日～ 2月28日 2番号分 のご請求となります。	合 算
	100	発行手数料	本請求書等の発行にかかわる各種費用に なります。	合 算
	761	消費税等相当額 (合計)	合算表示の料金合計×10%	
◇NTTコミュニケーションズご利用分				
22	20	ナビダイヤル/テレドーム等への通話料	2月 1日～ 2月28日。0570 /0180等で始まる番号への通話料で す。	合 算
	2	消費税等相当額 (合計)	合算表示の料金合計×10%	
◇NTT西日本分 (小計)		(小計)		
8,393	8,393			
◇NTTファイナンスご利用分				
1,925	1,925	OCN光withフレッツ利用料等 NTTコミュニケーションズご利用分。	* 契約番号: [REDACTED]	非対象等
◇合計		合計		
10,318	10,318			
		<NTTファイナンスからのお知らせ> ○上記*印はサービス提供者に代わって、ご請求させていただきます。		

領収書等貼付用紙

会派の名称 自由民主党・市民クラブ 議員氏名 信貴 良太

使 途 項 目	要請・陳情活動費
整 理 番 号	4-7
領収書等貼付欄 (複数枚の貼付は、不可)	
<p><b>別紙参照</b></p>	
按 分 率 (按分による支出の場合に使用)	
80%	1,936 円 (按分率の根拠) 事務所(使用)状況報告書に基づく
(その他)	
宛名：信貴 良太	
但：住宅地図利用代 (令和 5 年 3 月分)	

〓 〓 〓 〓 〓

 2023年4月27日 14:15  
 株式会社 三井住友銀行

 照会口座 泉北とが 支店 残高別普通 XXXXXXXXXX  
 入金合計 0円  
 出金合計 2,420円

**入出金明細**

対象期間：2023年4月27日～2023年4月27日

日付	お取扱内容	お引き出し	お預け入れ	残高
2023年4月				
4月27日	SMBC(お)ペソリ	2,420円-		<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> 円

印刷されたタイミングでの残高・明細となります。

**三井住友銀行**

ご契約内容

作成日 2023年 4月17日

### 口座振替のご案内

いつも格別のお引き立てをいただき厚くお礼申し上げます。

さて、ご契約のお取引金額をご指定口座より下記の通り振替（引落し）させていただきます。

口座残高をご確認いただき、必要な場合には当該口座にご入金下さるようご案内申し上げます。

お取引金額は毎月27日にご指定口座よりお振替をさせていただきます。

(振替日が土・日・祝日の場合は翌営業日に変更)

お振替日	4月27日 ( 4月26日までにご入金ください)
お振替金額	2,420円

ご指定口座

金融機関名	ミツイミトモキ"ンコウ	(0009)
支店名	セ"ホ"ク"ト"カ"	(187)
種目	普通預金	
口座番号	*****	
口座名義人名	シキ"リヨウタ	

商品・サービス名	ZNET TOWN
お支払方法	月払い
料金区分	定額制
お客様担当窓口	株式会社ゼンリン大阪営業所
電話番号	06-6152-6224

ご請求明細

明細内訳	請求金額 (単位:円)
月額基本利用料 (2023/03月分)	2420
	0
	0
	0
	0
	0
	0
	0
	0
	0
	0
	0
	0
	0
	0
	0
	0
	0
	0
	0
	0
	0
	0
	0
	0
	0
	0
	0
	0
	0
	0
	0
	0